

高松市公設花き地方卸売市場の卸売業者の純資産基準額を定める
要領

1 高松市公設花き地方卸売市場の卸売業者の純資産基準額

高松市公設花き地方卸売市場業務条例第11条第2項の規定に基づき、卸売業者の純資産基準額を次のように定める。

高松市公設花き地方卸売市場の卸売業者の純資産基準額は、当該事業年度の開始日前1年間の卸売金額（高松市公設花き地方卸売市場業務条例第9条第1項の許可を受けて1年を経過しない者については、高松市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則第2条第2項第4号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以降1年間の卸売予定金額に応じ、次表に掲げる金額とする。

卸売金額	純資産基準額
10億円未満	450万円
10億円以上 20億円未満	1,500万円
20億円以上 30億円未満	2,400万円
30億円以上 50億円未満	3,900万円
50億円以上 100億円未満	7,500万円
100億円以上	1億5,000万円

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。